

(要領第七号様式)

(二級・木造) 建築士に係る建築士法第8条の2第3号の届出

下記の者は、 年 月 日心身の故障により (二級・木造) 建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして、建築士法施行規則第5条の2に該当することとなりましたので、関係書類を添え、建築士法第8条の2第3号に基づき届け出ます。

年 月 日

三重県知事 様

本人又はその法定代理人若しくは同居の家族

住 所

氏 名

記

ふ り が な

1 氏 名

2 生 年 月 日

3 本 籍 地

4 登 録 番 号

5 登 録 年 月 日

注意事項 建築士免許証又免許証明書のほか、以下の書類を添付してください。

- ・医師の診断書
- ・届出人確認書類
法定代理人…戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類
同居の家族…本人及び届出者の記載のある住民票の写し (本籍入り)